

資料 3－2

令和6年12月3日

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議 第3回

日本放送協会

○目次

- ・第2回会合資料（資料2－1） P 3
- ・第2回会合後にいただいたご意見・質問等に対するご回答 P 17

令和6年11月26日

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
第2回
(資料2-1)

日本放送協会

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」（業務規程 15 頁）と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
- ・例外的に利用を想定しているものがもしあれば、具体的に説明いただきたい。
- ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することができます」とのことだが、具体的に説明いただきたい。（例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。）
- ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK 任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- NHKとしては番組関連情報配信業務については、今回届け出た業務規程に従い実施します。
- 大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。
- 外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提（単体で情報内容を提供する類のものではない）▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。
- 3号有料業務としてはこれまで VOD 事業者に番組の販売を行ってきました。改正法で規定は変わっていますが、これまでと同様の業務を想定しています。

2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHK は準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程（2 頁）にもこの趣旨を明確に記載している。
- ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- ネットオリジナルのコンテンツは配信しません。

3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと
- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額 90 億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限 200 億円）と比較可能な形で示すべきだ。
 - ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- 必須業務化（法改正）により、新たな概念や対象範囲の変更等を行うため、従来のインターネット経費と単純に比較することはできません。これまでの任意業務においてインターネット経費は「理解増進情報費用」「同時・見逃しの費用」と「人件費等の共通費用」で構成されていましたが、必須業務化以降は、「理解増進情報費用」が消え、「周知・広報費用」と「番組関連情報費用（新設）」となり、「同時・見逃しの費用」「人件費等の共通費用」が発生すると整理しています。そのうえで、単純に規模だけいえば、必須業務化に必要なイニシャルコストを除き、従来のコストを大幅に上回るようなことは想定していません。
- 現在、インターネットサービスにかかるトータルのコストについては、予算・事業計画の中でどのような形で示していくべきか検討を進めているところであり、説明責任を果たしていきます。
- 繰り返しになりますが、インターネットサービスの実施にあたり、従来のコストを大幅に上回る形で実施するようなことは想定していません。NHKは、2027 年度までに 1000 億円の事業支出改革を進めているところでもあり、引き続き、効率的な業務の実施に努めてまいります。

4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
- ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
- ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
- ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。

(日本民間放送連盟)

【回答】

- 業務規程に規定※1 している通り、サービス開始後も継続的に番組関連情報の実施状況は評価し、その後の配信業務の検討を行います。
- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さんに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。
- 業務規程に規定※2 している通り「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定しています。それ以外のことを行う場合には、業務規程の修正が必要だと考えています。

※1

9. 番組関連情報配信業務の実施状況およびその評価

各年度の終了後に、番組関連情報配信業務の実施状況を取りまとめ、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会にそれぞれ報告し、番組審議会や委員会の意見を踏まえ、NHKとして番組関連情報配信業務の実施状況の評価を行ないます。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討していきます。（後略）

※2

②大型スポーツ大会番組関連情報 編集方針

- ・国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックにおける、多種多様な競技・種目の内容や結果などについて、きめ細かく伝えスポーツ文化の向上に貢献します。
- ・インターネットでもその機能を活かして多種多様な競技・種目を幅広く伝えます。

多元性評価に関連して、NHK 様が、ローカル局のサービスを選択肢に含むかについて、言及されていましたかと存じます。地方のローカル局（テレビ及びラジオ）、地方紙全てを対象とするのか否か、もし対象とする場合には、全国単位ではなく、都道府県単位で調査をするお考えがあるか、教えて頂ければ幸いです。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

日本は、全国放送局が主体のイギリスとは異なり、ローカル放送局が主体とされています。しかし、都道府県によって、民間地上テレビジョン放送の視聴可能なチャンネル数に差があり、1 チャンネルしかない県（佐賀県及び徳島県）や、2 チャンネルしかない県（山梨県、福井県及び宮崎県）があると承知しております。そのため、ローカル局が少ない地域と多い地域との間には、情報源として、ローカル局、地方紙および NHK サービスを利用する割合に差が生じるのか否か、仮に差が生じるのであれば、それはどのような背景によって生じているのかを分析することが、求められるかもしれません。

このような地域特性の把握と、各ローカル局や地方紙の収支の現状分析を踏まえた上で、NHK 様による新たなサービスの開始が、ローカル局や地方紙のサービス利用者数や収益の増減等に影響を及ぼしているか否かを、定点調査していくことが必要かと思われます。こうした定点調査を都道府県単位で行い、その分析結果を踏まえながら、NHK 様の新たなサービスの在り方について、地域特性に応じて、経済的な観点と多元性の観点の両面から、個別かつ慎重に検討していくことが求められるかもしれません。

都道府県単位の定点調査を行うことの社会的意義は大きいと思われるため、検討する余地はあるかもしれません。

【回答】

○参考資料 1 の 78 頁以降に今回実施した競争評価本調査の多元性評価についての概要をお示ししています。今回の調査はサンプル数が全国で 3,000 で、都道府県毎にサンプル数を割り振ることまではできていませんが、一定の範囲で都道府県別に分析を行っています。競争環境を見る際に、全国単位でなく、地方においてどのような状況になっているかは、重要な視点だと考えておりますので、ご意見を参考にさせていただき、評価方法と調査方法を検討していきたいと思います。

(業務規程の5. ②大型スポーツ大会番組関連情報に関連して、オリンピック・パラリンピック以外のスポーツについても) 日本において、国民的関心が非常に高い「大型スポーツ大会」をめぐっては、関係するステークホルダーによる協議を通じて検討行うことを原則とし、大型スポーツ大会の定義や、具体的なスポーツイベントの特定、また NHK 様と民間放送様がそれぞれ担当して放送又は配信するイベントの割振り等を検討・規定する仕組みを、場合によっては、制度化しておくこと、あるいは業界ルールとして定めておくことも必要ではないかと考えますが、NHKの見解を教えてください。(飯塚構成員)

(参考：ご質問の趣旨・背景)

イギリスの「リスト・イベント制度」については、法律の規定に従っているとのご指摘がございましたが、当該リストはコンサルテーションの手続きを経て、ステークホルダーの合意に基づいて、策定されているものと承知しております。また、現行制度では、当該リストに掲載されたイベントを放送することができる資格を有するのは、人口の少なくとも 95%が受信可能な無料放送チャンネルであり、国民的関心の高いイベントを無料で視聴者に広く利用できるようにすることが目的となっています。

【回答】

○NHKは、スポーツ放送に関しても、公共放送にふさわしい、多様で良質な番組を視聴者に届けることに努めています。近年、オリンピックやサッカー、テニス、ラグビーなどの世界大会・大型イベントに対する視聴者の関心は高まっており、公共放送として視聴者の期待に最大限応えられるよう日々取り組んでいます。

○オリンピックやサッカー・ワールドカップなどの放送権料はイベントの大型化に加えて、資金力のあるネット配信会社が権利の獲得に乗り出すことによって世界的に高騰する傾向にあります。そのためNHKとしては、放送権をめぐる情報を収集・分析したうえで、視聴者の皆さまの意向を踏まえ、放送すべきスポーツコンテンツを取捨選択しています。

○オリンピック放送に際しては、これまで、NHKは民放連と大会ごとに「ジャパンコンソーシアム」をつくり、放送権を取得して国内向けの放送を行っているところです。

○いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後ともメディアとしての役割を果たすことで、視聴者の皆さまの期待と信頼に応えていきたいと思います。

資料1-3、23頁、NHKのサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果もあるという点は、NHKの先導的役割という観点からみて重要な評価と考えられますが、その場合に、NHKが市場全体を拡大させた後、利用者がNHK以外のサービスに移るないし追加で利用する、ないしNHK以外のプレーヤーが市場に参入するかどうかについてNHKが業務を提供していることによるハードルはどのように分析されているのか、またNHKとして今後留意点や考えている取り組みがあるのか。(宍戸構成員)

【回答】

- 資料1-3、22頁にあるとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなり、市場全体が拡大する可能性が示されました。一方で、NHKのオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイト・アプリとの間に代替関係と補完関係があることが分かりましたが、そのどちらが強いかまでははっきりしたことは言えない結果でした。
- 今回の調査はNHK以外のプレーヤーが市場に参入する状況を設定して実施したものではないため、新規プレーヤーに対する参入障壁を明示的には踏まえておりませんが、放送の「機能」を展開するものであり、「ハードル」が大きいものとは考えておりません。
- ただし、あくまでサービス開始前のことであり、ご指摘を踏まえて今後の調査設計を検討していくたいと思います。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンライン
ニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサー
ビスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテン
ツを取得する総時間が長くなる (Q28)
 - 市場全体が拡大する可能性を示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻
度が減る (Q30_3)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には代替関係がある
ことを示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外の
ニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には補完関係
があることを示している
- 代替関係と補完関係のどちらが強いかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強
弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難（一変数として用いるデータの収集方法についての検討が
必要）

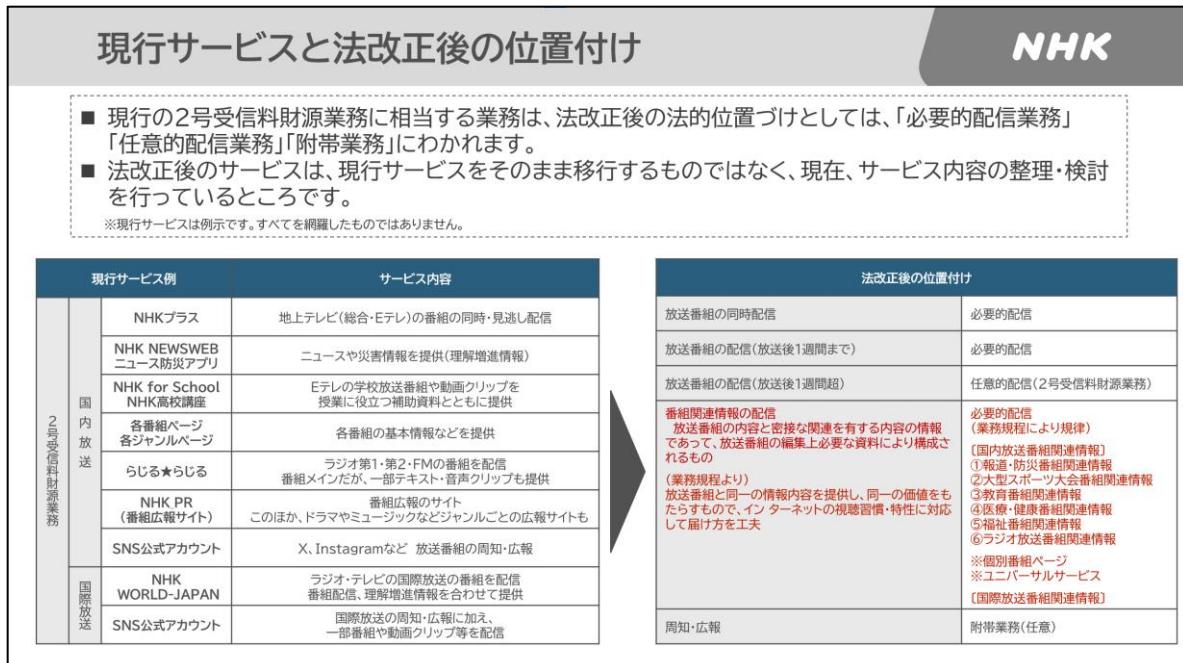
AlixPartners 56 22

※第1回検証会議（資料1-3）22頁

現行のサービスが、法改正後の「必須業務」「任意業務」にどう分かれるか、このうち何を「番組関連情報」として実施しようとしているのか、という整理を行っていただきたい。
(落合構成員)

【回答】

○次のように整理しました。



外部PFを利用する『周知広報』は、具体的にどういった射程となるか、示していただきたい。
(落合構成員)

【回答】

○外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。

○具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。

▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提（単体で情報内容を提供する類のものではない）▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。

アンケートへの回答をしてもらうにあたって、どのような前提で依頼をしているのか。特に、NHKの番組関連情報配信について、受信料負担する必要があることについて、どのような記載をしたのか、教えてください。(増田構成員)

【回答】

- 今年7月に実施した調査では次のように利用意向を聴取する際に「利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」という提示を行っています。
- これは今年7月の調査実施時点の想定で設定した提示ですので、今後はさらにどのような記載を行うことが良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下の特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようになります。様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報、誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

※第1回検証会議（参考資料1）33頁より抜粋

〔受信料について〕

消費生活相談において、受信料に関する相談では、以下について情報提供することが多いです。

- ・受信料を負担することの根拠法
- ・なぜ負担しなければならないか社会的な理由
- ・同一生計で離れて暮らす未成年者や大学生等割引について
- ・契約を要請する方法や徴収方法が強引だという相談
- ・BSを高額高齢者は見ていない、最近のテレビは複雑で見られないにも関わらずBSの受信料が高額など

インターネット配信で受信契約をする場合、上記について丁寧に説明することが必要と考えます。また、テレビ放送は基本的に無料ですが、広告収入でなりたっていることや、インターネットにおける情報もさまざまな広告が間に入ったりポップアップされたりして広告収入があることがわかります。しかも、誤情報偽情報が混在しています。そのため、情報は無料ではないこと、正しい情報を得るために一定の負担をする必要があることを理解してもらうよい機会と思います。

そこで質問ですが、契約する画面は具体的にどう設計するのか、DPFを利用した広報の際の具体的な説明方法、DPFから情報提供してもらうためにDPFに要請しているのかなどを検討していたら教えてください。（増田構成員）

【回答】

- 誤受信防止措置の内容およびその確認後、特定必要的配信の受信を開始して以降のフローについては現在検討中です。
- ご指摘のように、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さんに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めて、わかりやすいものにしていきたいと思います。
- 受信契約の関係でご対応をいただいている消費生活センター等にも適宜、情報を共有させていただきたいと考えています。

〔同一性について〕

インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいと考えています。例えば、自分の考え方方に近い情報や興味のある情報ばかりを選択してしまいエコーチェンバーになってしまふことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫を具体的に検討していたら教えてください。(増田構成員)

【回答】

○ NHKとしては番組関連情報の基本原則、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を、次のように業務規程に規定しています。このうち、ご懸念のエコーチェンバーになてしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫としては、例えば編成上の工夫としてあげている「提示調整」を行うことだと考えています。

番組関連情報の基本原則

- 番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します
- 放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして実現します
- 配信期間は、放送番組の必要な配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期的配信することができます
- 番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します

インターネットの特性に対応した届け方の工夫

編成視点の工夫

- 情報更新**: 放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組内様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供
- 期間延長**: 繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要な配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供
- 提示調整**: 総合編成を通じて提供している“バランス”や放送番組内の“文脈”をインターネットでも受容可能な形態で提示

編集(表現)視点の工夫

- 内容抽出**: 放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適な形態で提供(アクセシビリティ)
- 効用発揮**: 放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発揮するために必要な形で提供

35

※第1回検証会議資料（資料1-3）35頁

○これは例えば次のように新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものではなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー（表示順序）の提示や、「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示も行うことで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供していきたいと考えています。

①報道・防災番組関連情報

放送とインターネットで同一の編集方針・価値判断に基づき、社会にとって重要なニュースを選定、提示することで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たす

✓ 放送と同一の編集方針で選定したニュースが並ぶ
✓ 新着順ではなく、価値順で並ぶ
✓ ニュースを表示

✓ 重複ニュースが入った場合は、放送と同時にアップの項目を随時更新

✓ 基幹ニュース番組と同一のオーダーで表示
✓ その時間ごとの重要ニュースを随時表示
✓ テレビの形式でまとめて確認可能

✓ 営業やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)を提示します。
「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示することで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供します。

✓ 内容抽出

さまざまな見解や見方、論点がある話題を取り上げたニュースや番組について、その視聴者の立場など、異なる視点で扱うことがあります。
放送を視聴した場合と同じ、番組ごとの多角的な議論について触れられるよう、インターネットの特性を生かした形式で提示します。

38

※第1回検証会議資料（資料1-3）38頁

[独禁法的市場評価]

P22 「新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得するそう時間が長くなる。」というアンケートの結果、市場全体が拡大する可能性があるとのことです。利用意向が強い人が全体で何割くらいなのか、なぜそのような予想ができるのか、もう少し説明していただけますでしょうか。(増田構成員)

【回答】

○資料1-3、20頁でお示ししているとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について回帰分析を行いました。

○NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向を説明変数として、▼報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間に関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減ることに関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が増えることに関する回答、を被説明変数として分析した結果、資料1-3、21頁のように、それぞれ強い正の相関関係が確認できる結果となりました。

○そこから、同22頁ある「NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる」との示唆を得ることができました。

○今回どうしてこのような示唆を得られたのかについては今後の検討が必要ですが、欧州の調査でも同様の結果が出ていると承知しており、NHKが提供するサービスが呼び水になり、より関心を呼ぶ効果があるのでないかと受け止めています。

73

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響を示すデータ（被説明変数）として、次の質問への回答を利用

- 「初めて会ったような新しいNHKのオンラインのニュース提供サービスを利用することで、あなたの報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する時間はどのように変わると思ひますか。」という質問（Q28）への回答
- 「報道に対する関心が高まり、他のメディアの利便も促進される」（回答選1）
- 「利便性を追求する（NHKを除く）他のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える」（回答選2）
- 「あまりない（利便性を追求する）他のニュースサイトやアプリの利用頻度」（回答選3）

・あなたのQ28で答えたような新しいNHKのオンラインのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース情報を得るにどのような影響があると思いますか。以下の内容ごとにどちらでもいいです。

- 「NHKの新たなオンラインニュース提供サービスを利用する頻度・時間が減る」に関するもの（Q30_3）
- 「あまり減る（回答選1）～あまりない（回答選3）
- 「（二つ～）に対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が増える」に関するもの（Q30_10）
- 「あまり増る（回答選2）～あまりはない（回答選4）

・推定式は、偏平付ロジットモデル（ordered logit model）を使用。

AlixPartners 54

74

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

× Q27の回答の係数推定値：

	Q28	Q30_3	Q30_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***は確信度99%で統計的に有意であることを示す

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する時間頻度が低くなる。（Q28）

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が高くなる。（Q30_3）

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まる。NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える。（Q30_10）

AlixPartners 55

75

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する
回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する時間頻度が低くなる。（Q28）

・市場全体が拡大する可能性性を示している

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が高くなる。（Q30_3）

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には代替関係があることを示す

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利便意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える。（Q30_10）

・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には補完関係があることを示している

・代替関係と補完関係のどちらが強いかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない

・両者の各割合を推定すると補完関係の方が強いようになりますが、この結果をもって代替関係と補完関係の割合について統計的に意義のある判断を行うことは困難（変数として用いるデータの収集方法についての検討が必要）

AlixPartners 56

※第1回検証会議（資料1-3）21～23頁

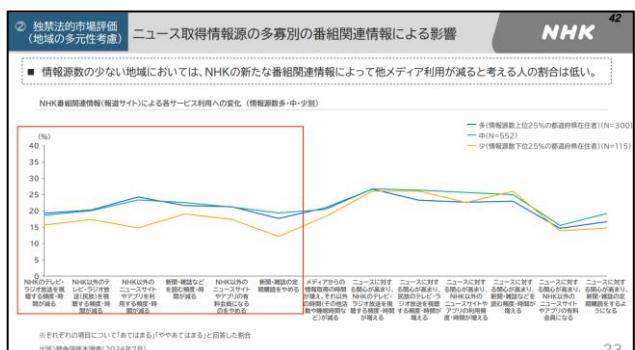
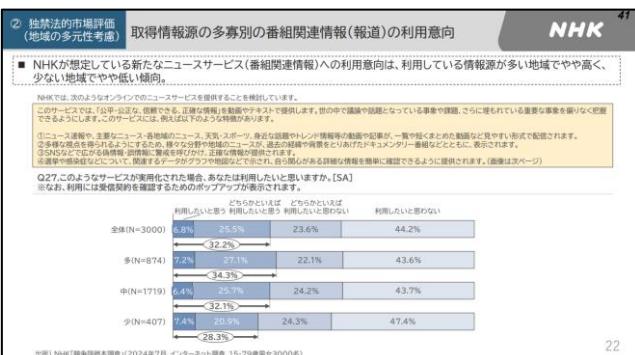
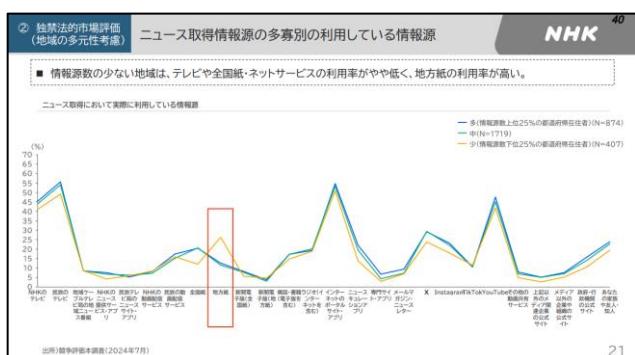
[多元性について]

P27 「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されない」と結論づけたことの理由を説明してください。(増田構成員)

【回答】

○今回行った調査において、参考資料 1、40~42 頁でお示ししているように▼ニュース取得情報源の少ない地域では、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高く、▼NHKが想定している新たなニュースサービス（番組関連情報）への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向であり、▼情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い、ことがわかったためです。

○いずれにしても、これはサービス開始前の調査結果であり、調査自体の改善も含めて、今後しっかりと見ていくことが必要だと考えています。



※第1回検証会議資料（参考資料1）40～42頁

NHK が業務規程の「番組関連情報の基本原則」で強調している通り、「放送番組と同一内容を提供し、同一の価値をもたらす」という点が原則である。NHK は、「インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫」とも説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現時点では示されているサービスイメージは、不明瞭な部分が多く、実際に「放送と同一」であることが担保されているか判断は難しい。具体的なサービス展開について、NHK に具体的かつ明確な説明を求める。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 具体的なサービス展開については現在検討中です。現時点では前回ご提示したサービスイメージ以上の具体的なご説明はできませんが、次の点を着実に実行することでご指摘の基本原則を順守していきます。
- NHK としては今回提出した業務規程に厳格に則り、番組関連情報として適切か否かを判断したうえで、実施します。
- 加えて、NHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は今後も、定期的に業務規程についてのご意見をいただくこととしています。適宜、番組関連情報等についての進捗状況をお申し、ご意見をいただき評価することになると考えています。

NHK の競争評価プロセス（分科会）では、公正な競争確保やメディアの多元性の評価について「業務規程策定時の想定による調査であることに留意」したうえで、「現時点の想定サービスでは問題があるとはいえない」と説明があった。分科会委員からもサービスが始まる前の競争評価は難しいという意見が出た。サービス開始前の NHK の調査結果や、15 日の会合で示された pwc コンサルティングの調査結果をもって、NHK の新サービスがほかのメディアへの影響を与えていないとのエビデンスにはならないと考える。サービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、サービス開始後にも慎重に検証する必要がある。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- ご指摘のとおりだと考えています。具体的なサービス展開についてのご質問への回答にある通り、番組関連情報競争評価分科会において今後も定期的にご意見をいただきたいと考えています。

NHK が現時点で示している「誤受信防止措置」では、フリーライドを助長しかねない。15 日の検証会議では、成原構成員から「放送法は受信契約を義務付けている。このため、強めの誘導があつてもいいのではないか」との発言があった。成原構成員の意見に、賛同するとともに、改正放送法の趣旨に沿うよう実効性のあるフリーライド措置を求めたい。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さんに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めています。

第2回会合後にいただいたご意見・質問等に対するご回答

○構成員限りのページ

○構成員限りのページ

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと〔2頁〕

- ・「大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります」は、「大災害等」の「等」に含まれるものや、「試行的受信措置」の形態が不明確なため、「外部プラットフォームは利用しない」という原則の例外がどの程度想定されているのかわかりません。
- ・「試行的」の名目の下で例外が拡大することあってはなりません。「外部プラットフォームは原則として利用しない」との原理原則に疑念を持たれないようNHKの回答において、いっそう丁寧な説明を求めます。

(日本民間放送連盟)

○原則は、大災害のことを想定しております。大災害等の「等」については、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要なものが発生した際は、ということで入れており、現時点で特定の何かを想定してはおりません。

○試行的配信については、上記の際に用いることがあり得ると考えております。業務規程では、「特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することができます。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。」と規定しているところですが、技術的に難しいところもあり、どのような制限とするかは検討中であり、なるべく早くお示しできるようにしたいと考えております。

○例外の拡大があってはならないのはその通りです。上記のように「試行的配信」の目的を厳格に限定するとともに、周知広報に用いる際には、必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提であり、単体で情報内容を提供する類のものを提供しないことを厳守します。

184 NHK

試行的受信措置に関する事項

◆「NHK番組関連情報配信業務規程」では、試行的受信措置について、「7.番組関連情報配信業務以外のインターネット利用」において以下のように規定している。

【試行的配信】
特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することができます。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。

※外部プラットフォームの利用
「5.各分野の番組関連情報の内容および実施方法」において示した通り、国内放送番組関連情報配信業務においては、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要な配信の周知広報業務に用いることを基本とします。周知広報で用いるソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスの公式アカウントについては、NHKのウェブページに常時掲載します。
また、「その他」で示した取材・番組制作・公共放送の事業案内などの目的にも用いることがあります。
公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じて配信を行うことがあります。

◆これらの規定の案については、番組関連情報競争評価分科会の委員に対し、会合の内外で説明を行った。
「試行的受信措置」については、外部プラットフォームにおいては、「公衆の生命または身体の安全の確保のために」必要な場合を除いて実施しないこと、このことが業務規程に明記されることを、業務規程(案)により確認した。

2

※第1回検証会議資料（参考資料1）184頁

○構成員限りのページ

4. その他 「誤受信防止措置」〔4頁〕

- ・この項目は、フリーライド防止について「実効性のある措置を講じる」と明記することを求めます。
(日本民間放送連盟)

【回答】

○前回は、適切な方法を模索するという言い方をしておりましたが、ご指摘の通り、その内実は「実効性のある措置を講じる」ことですので、以下のような回答としたいと考えます。

○誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい実効性のある方法を講じるべく検討を進めてまいります。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さんに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。

4. その他 「大型スポーツ大会番組関連情報」〔4頁〕

- ・この項目は「例外中の例外」との原理原則を明記するよう求めます。

業務規程でオリンピック・パラリンピックに限定していることは評価しますが、原理原則に言及せずに、業務規程を変更すれば拡大できると読めるところは適切さを欠いています。原理原則を記述していただくよう検討をお願いします。

(日本民間放送連盟)

【回答】

○ご指摘の通り、原理原則であるということで、まさにそれを定める「業務規程」に従うという言い方としましたが、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定するものと考えています。ここで明言したいと思います。

資料 2-1 における日本民間放送連盟、日本新聞協会メディア開発委員および増田構成員の質問に対する NHK の回答に関する NHK に質問がございます。

誤受信防止措置について、「サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたい」とのことですが、具体的にどのような方法を考えられているのか、現時点で可能な範囲でご説明ください。

「受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さんに誤解が生じないようにする観点が極めて重要」とのことですが、視聴者・国民に誤解が生じないようにするための具体的な取組として例えばどのようなもの（アプリ・サイト内でのわかりやすい表示、受信契約・契約確認ページへのリンクによる誘導、登録メールアドレスへの案内メール送付、スマートフォンへのプッシュ通知など）が考えられるのか、全体のフローの中での位置づけも含め、現時点で可能な範囲でご説明ください。また、フリーライドを防止するための手段として、受信契約の対象となるサービスにおいて受信契約を確認済みの視聴者に何らかのインセンティブ（視聴・アクセス可能な番組や情報を増やす、利用可能な機能を増やすなど）を付与することは考えられるでしょうか。仮にこうしたインセンティブを付与することが適当でないと考えられる場合には、その理由もご説明ください。（成原構成員）

【回答】

○放送では、これまで、テレビ等受信機を設置し放送番組をご覧いただける環境を整えた方に受信契約をお願いしてきました。受信料制度の主旨を踏まえれば、インターネットサービスについても、放送と同様に、ご利用いただける環境を整えた方に対して、受信契約をお願いしていくものと考えています。改正放送法第 20 条の 3 において受信契約義務がかかる特定必要的配信の受信を開始しようとする方に対して、誤受信防止措置を講じなければならないことが規定されています。そこで、特定必要的配信の受信開始にあたっては、これに沿って適切に実施し、まずは受信の開始を行っていただく想定です（下資料 44 頁・赤枠）。そのうえで受信を開始した方に対して、アカウント登録、契約確認と進んでいただき、契約が確認できない場合は受信契約の勧奨を行うフローを考えています（下資料 44・45 頁・青枠）。

誤受信防止措置の前段階で契約締結を求めるサブスクリプションではなく、受信を開始した後で、ご理解の上お支払いいただくのが基本的な考え方です。

○ご指摘のように、誤受信防止措置、その後のアカウント登録、契約確認・契約勧奨までのフローにおいては、アカウント登録の際にどのような情報の提供を求めるかも含めて、視聴者・国民へのご案内をどのように行うかは多様な選択肢が考えられ、現在技術的な確認も合わせて検討中です。フリーライドを抑止し、公平負担を図るためにいかに適切・的確にご案内を提示するかが重要だと考えておりますので、実行性のあるフローとなるよう、第 1 回会合でご示唆いただいたナッジなどの知見も踏まえて検討していきたいと考えています。

○現在の放送と同様の位置づけとなる、特定必要的配信の公共的意味合いを考えると契約確認済みの利用者（下資料 45 頁・青枠内）に対して、それより前の段階の利用者とコンテンツに差をつけることはふさわしくないと考えていますが、利用可能な機能を追加するなど、機能面でインセンティブを設けることは検討したいと考えています。

※第1回検証会議資料（資料1-3）44～45頁

1 受信契約について

アンケート回答を依頼するにあたって、「受信契約を確認する」という説明をしたとの回答がありました。基本的にNHKとの受信契約は受信料を支払うと理解されていると思いますが、インターネット配信という新たな形態の契約でもあり、「受信契約」という言葉で、果たしてすべてのアンケート回答者が有料と理解したか疑問が残ります。インターネット配信の利用者が増えることで、誤情報偽情報に対する防御、拡散防止の効果を期待しています。受信契約者が増えるよう、今後の実際の説明方法において、よりわかりやすくすることを求めます。（増田構成員）

【回答】

○ご意見ありがとうございます。契約・支払の点と、契約者増の双方の観点を見ていくことは重要と考えております。ご指摘を踏まえ、今後はさらにどのような説明方法が良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

2 周知広報について

周知広報するにあたって、外部プラットフォームを利用する予定のことですが、具体的な方法や内容がわかりません。外部プラットフォーム、SNSについてはそれぞれ特性があり、利用者の世代等も同じではないと認識しています。それぞれの特性や対象に合わせた方法、内容による周知広報をしていただくようお願いします。（増田構成員）

【回答】

○ご指摘のとおり、NHKとしてもSNS等の外部プラットフォームは利用者層に違いがあり、それぞれの属性に合わせた周知広報を行うことが重要だと考えています。利用状況等も日々変化しますので、周知広報を的確に行えるよう検討していきます。

3 NHKについては、受信料負担しても必要であると理解し国民の多くが信頼をしています。インターネット配信をすることも踏まえた番組作り、国内どこにいても同じ情報を得ることができるよう今後もご尽力いただきたいと思います。（増田構成員）

【回答】

○NHKとしても、放送と同じ情報内容や価値を、ネットの特性に合わせた形で提供することで、インターネット上で情報の偏りなどを是正し、情報空間の健全性の確保に貢献することで、健全な民主主義の発達に資するという公共的な役割をしっかり果たしてまいります。

前回の質問については、NHKが実施した競争評価を検証するにあたり、NHKにおいて競争評価を実施したのはどのような業務内容か、その範囲について把握しなければ、NHKにおいて適切に競争評価が行われたのか、検証が難しいため、現行サービスを前提として整理をお願いしたものです。なお、このような整理は、今回の最初の競争評価プロセス終了後に、改めて競争評価を行う場合の事後検証や業務内容の変更等について適切に審査を行う意味でも必要と考えたためです。この点、第2回資料P8の回答は、NHK内での事情があるのかもしれません、事業計画を検討しているのであれば、現時点でもこの程度の内容よりは踏み込んだ整理があるはずであり、十分に回答する姿勢ではないように感じております。

前回の質問への対応は難しいとの立場は理解するものの、再度、前回の質問に関して、回答を検討してください。(落合構成員)

【回答】

- 現行サービスと法改正後のサービスは、法的な位置づけ、提供するNHK自身の立ち位置が全く異なるものであり、そのまま提示すると、さも、何も変わらないかのような誤解を生じます。そのため、下記に資料を提出いたします。
- 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれますが、法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、改正法の考え方に基づいた検討・開発を行っているところです。

法改正後の想定サービスの位置付け(イメージ)		NHK
法改正後の想定サービスの位置付け		
地上テレビ(総合・Eテレ)の番組の同時・見逃し配信サービス		必要的配信(同時配信・見逃し配信)
ニュースや災情情報を提供する「報道サイト」		番組関連情報(報道・防災番組関連情報) 国内外のさまざまなジャンルのニュースを、例えば基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示するなど、インターネットならではの機能・特性・表現方法を使って伝えます。また、国内の地域ごとのさまざまなニュースを掲載します。番組やニュースで取り扱った多様な議論、主張を個別に提示するなど、全てを視聴できなくても、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示解説や特集コンテンツも提供します。災害報道では、放送した情報を、地図上に提示することで、緊急時でも、災害の全体像を把握しやすい形で提示します。
教育番組サービスサイト		必要的配信(見逃し配信)+任意的配信(1週間超の配信)+番組関連情報(教育番組関連情報) 人気順による表示ではなく、学習指導要領等に沿った学習がしやすいかたちで番組を整理し、一人一人のニーズに合わせていつでも学習ができるように提示します。図やグラフを放送した番組から切り出すことで、より理解を深めることができます。また、番組を通じた学習効果を高めるために、学校や家庭での指導・活用を補助するコンテンツもあわせて提供していきます。
医療・健康番組関連情報サイト		番組関連情報(医療・健康番組関連情報) 「医療・健康」のテーマごとに、番組の「医療・健康」情報を抽出し、放送した番組の情報をいつでも、繰り返し確認できるように、動画・静止画・テキストやグラフィックで体系的に整理した上でコンパクトかつ正確で分かりやすく提供します。ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすく、類似・関連する情報をさらに閲覧しやすいように、整理して提供します。関心が高い話題だけではなく、希少な疾患までカバーすることで、インターネット上で散見される明確な根拠がない情報に対抗するため番組で示した医療・健康情報の根拠を提示するなど、医療・健康情報の参照点となります。
福祉番組関連情報サイト		番組関連情報(福祉番組関連情報) 自分や家族が障害や疾患、介護や貧困など困難な状況になった際に、いつでも、わかりやすく必要な福祉情報を参照できるようにします。番組の情報をテーマごとなどで整理、常に更新、蓄積し続けることで、共感・共助の場づくりに資する情報提供を行っていきます。様々な困難への具体的な対処法についても、番組内容を抽出して提示します。
ラジオ番組関連サービスサイト		必要的配信(同時配信・聞き逃し配信)+番組関連情報(ラジオ放送番組関連情報) 長時間の生番組など、番組の内容・情報を伝えるために、番組内容を記事や切り出しの音声ファイルで、分かりやすくコンパクトに抽出して伝えます。
番組広報サイト等の広報サイト/SNS公式アカウント(国内)		附帯業務(任意) SNSや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行の受信措置として、SNSや動画投稿サービスなどを通じた配信を行なっています。
各番組ページ		番組の情報をまとめたもの(番組関連情報(番組ページ(基本情報)を含む)) 各番組の基本情報(番組名や放送時間、出演者、各番組内で紹介した情報など)や各番組の周知広報の情報について提供します。
国際放送サービスサイト/SNS公式アカウント(国際)		必要的配信(同時配信・見逃し(聞き逃し)配信)+任意的配信(1週間超の配信)+番組関連情報(国際放送番組関連情報) ・国内外の様々なジャンルのニュースや、理解を深めたための解説・特集など日本の視座に立った確かな情報を、ネットならではの機能・特性・表現方法を活用して伝えます。ニュース速報もネットで迅速に伝達します。 ・多彩なコンテンツを世界に効率的に届けるため、番組の切り出しや要点をまとめた動画、外国人には難解な日本の地域や文化などの理解に資する情報を提供します。

*大型スポーツ大会番組関連情報(オリエンピック・パラリンピック)については、一時的な特設サイトで対応する想定

業務規程ではスポーツなどを除いて主に4つの業務分野を記載していますが、この4つの業務分野ごとに、市場の考え方、影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等を示してください。この際に日本全国だけでなく、放送対象地域などの合理的に画されるローカル地域における競争の状況の評価も重要ですので、ローカルメディアのサービスに関する想定や検討内容も含めてお教えください。NHKが番組関連情報配信業務で行おうとする内容は、ここで示された他の事業者やサービスと同様であると考えてよいか、さらに分野を絞られているのか、など、他の事業者・サービスが行っているどのような業務・サービスと一致するのが、今回の4つの業務分野の内容なのか容易に理解できるよう、具体例等も示しつつ、見解を教えてください。（落合構成員）

【回答】

- 各業務分野について、「市場」を想定し得る範囲として、それぞれ、以下のようなものを想定しました。これは、第2回準備会合でお示しした「インターネット活用業務審査・評価委員会」でも使用しているマーケティング会社のマーケットデータに基づくもので、利用者から見て、どのような範囲が選択肢に入るか、ということでセグメントされたものです。現段階では、同様のサービスでいわば「競合」し得るものとして、想定しています。
- 「市場画定」については、さまざま考え方があるところですが、実際に入手可能なデータに基づくという意味でも、妥当なものであると考えております。
- なお、報道・災害の分野以外については、現時点のマーケットデータにおいては、地域で区分されるものないと認識しております。
- これらの判断はNHKの競争評価プロセスにおいても、サービス開始前としては妥当だと評価いただいているます。
- ただし、実際のサービス提供、市場の変化もあるので、引き続き、調査自体の改善も含めて、しっかりと見ていきたいと考えています。

〔報道・災害〕

1 NHKのオンラインでのニュース提供サービス・アプリ（NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど）
2 民放テレビ局のニュースサイト・アプリ（TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど）
3 NHKの動画配信サービス（NHKプラス、NHKオンデマンドなど）
4 民放の動画配信サービス（TVer、ABEMAなど）
5 新聞・全国紙の電子版・アプリ（朝日新聞デジタル、YOMIURI ONLINE、日経電子版など）
6 新聞・地方紙の電子版・アプリ（都道府県名や地方名がついている新聞の電子版やアプリ）
7 雑誌の電子版（AERAdot、文春オンラインなど）
8 スポーツ新聞のニュースサイト（東スポWEB、日刊スポーツ電子版など）
9 ニュースポータルサイト・アプリ（Yahoo!ニュース、Googleニュース、MSNニュースなど）
10 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
11 専門サイト・アプリ（ITMedia、MERYなど）
12 X（旧：Twitter）
13 Instagram
14 Facebook
15 TikTok
16 YouTube
17 その他の動画共有サービス（ニコニコ動画など）
18 上記以外のメディア関連企業の公式サイト
19 メディア以外の企業や組織の公式サイト
20 政府・行政機関（都道府県、地方自治体）の公式サイト
21 その他（FA)
22 該当するサービスはない

〔医療・健康〕

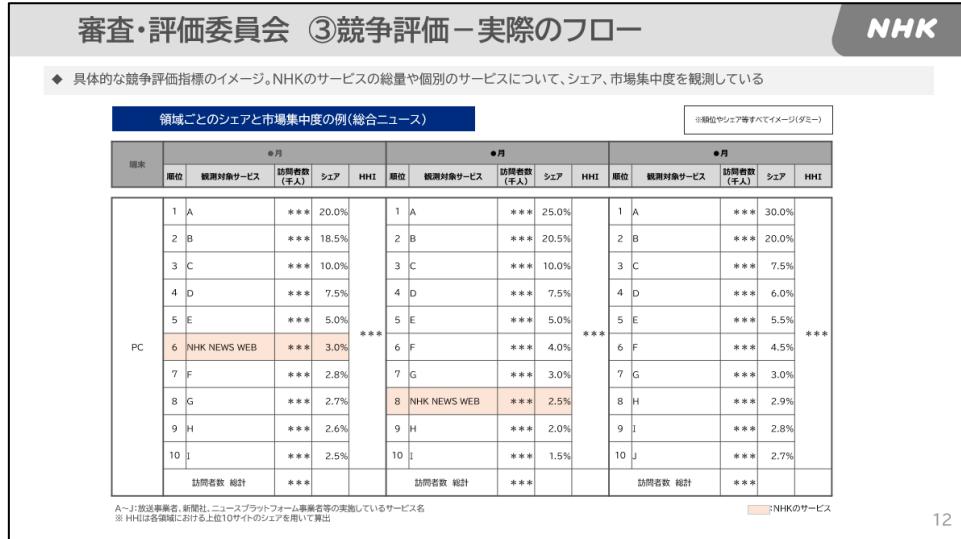
1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
3 地域のケーブルテレビ局の地域医療・健康情報番組
4 新聞（全国紙・地方紙・福祉新聞などの紙版）
5 新聞（紙版・電子版）
6 新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ（全国紙：朝日新聞デジタル、YOMIURI ONLINE、日経電子版など）
7 新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ（地方紙：都道府県名や地方名がついている新聞）
8 雑誌・書籍（電子版を含む）
9 ラジオ（インターネットを含む）
10 インターネットのポータルサイト・アプリ（Yahoo!など）
11 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
12 専門サイト・アプリ（ITMedia、MERYなど）
13 民間の医療・健康情報の提供サイト（日経メイク、ヨミドクター、メイカルノートなど）
14 公的な組織の医療・健康情報の提供サイト（厚生労働省のeヘルスネット、がん情報サービスなど）
15 NHKのオンラインでの医療・健康情報の提供サイト（「きょうの健康」の番組サイトなど）
16 メルマガジン・ニュースレター（健康づくりわら版など）
17 SNS（X（旧：Twitter）、Instagram、LINEなど）
18 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
19 メディア以外の企業や組織の公式サイト（健康機器企業や製薬会社、医療機関のホームページなど）
20 政府・行政機関（都道府県、地方自治体）の公式サイト
21 その他のインターネットサービス
22 講演会・セミナー
23 その他（FA)
24 医療・健康に関する情報を取得していない

〔福祉〕

1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
3 地域のケーブルテレビ局の地域福祉情報番組
4 新聞（全国紙・地方紙・福祉新聞などの紙版）
5 新聞（紙版・電子版）
6 雑誌・書籍（電子版を含む）
7 ラジオ（インターネットを含む）
8 インターネットのポータルサイト・アプリ（Yahoo!など）
9 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
10 新聞社の福祉情報の提供サイト（朝日新聞「これからのKAIGO」、福祉新聞Webなど）
11 民間の福祉情報の提供サイト（LITALICO発達ナビ、WeSearchなど）
12 公的な組織の福祉情報の提供サイト（厚生労働省、WAMNETなど）
13 NHKのオンラインでの福祉情報の提供サイト（ハートネットなど）
14 SNS（X（旧：Twitter）、Instagram、LINEなど）
15 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
16 その他のインターネットサービス
17 その他（FA)
18 福祉に関する情報を取得していない

〔教育〕

1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
3 新聞（紙版・電子版）
4 雑誌・書籍（電子版を含む）
5 ラジオ（インターネットを含む）
6 社会人向け学習動画（Udemy、LinkedInラーニング、GLOBISなど）
7 通信教育・アプリ（ユーキャン、スタディサプリなど）
8 オンライン語学（NativeCamp、DMM英会話など）
9 NHKのオンラインでの教育情報の提供サイト（NHK for Schoolなど）
10 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
11 その他のインターネットサイト・アプリ
12 その他対面での社会人講座
13 その他（FA)
14 特にない



第2回準備会合（NHK資料）12頁

業務規程P 4 の報道・防災について、「ニュース事象に関するさまざまな番組（解説、討論、ドキュメンタリー、中継、そのほか特設番組など）や、スポーツジャンルの番組（中継番組も含む）に関する関連情報も伝えます。」とあり、広範囲の番組まで含むように見えます。「ニュース事象に関するさまざまな番組」と、そうでない番組との違いについて、どのような基準があるのか教えてください。また、スポーツジャンルの番組は、全て、報道・防災の項目に含まれるのでしょうか。これらの番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。

（落合構成員）

【回答】

- 業務規程の関連資料にお付けしましたように、番組関連情報は、放送番組の編集方針と対をなす形で検討し、放送番組のジャンル区分と同一に整理しています。「放送と同一の情報内容」「放送の同一の価値」と申し上げているゆえんです。
- ですので、この区分けは、すべて放送のジャンルの区分け同一であり、報道的な要素があるから報道番組といったことではありません。スポーツジャンルは「報道・防災」に含められるジャンルですので、すべて含まれます（オリンピック・パラリンピックを除く）。調査ではこれらの番組が含まれることを前提として、提示しています。

業務規程P 6 の教育番組関連について、「幅広い世代に向け、豊かで良質なコンテンツを届け、ひろく学習の機会」とあり、これも広範囲の番組まで含みうるようにも見えます。「教育番組」の定義や、「ひろく学習の機会」の解釈次第では、一定の情報を提供する番組であれば、無制限に拡大しうるようにも思われます。「「教育」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供する」（他の業務項目でも、つながりがあることや、周知・広報という用語が続けて使われますが、どのような制限を考えられているのでしょうか。）との記載もありますが、どのような制限をされているのでしょうか。どのような番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。（落合構成員）

【回答】

- 番組関連情報は、放送番組の編集方針と対をなす形で検討し、放送番組のジャンル区分と同一に整理しています。報道的な要素があるから教育番組ということではなく、「教育」のジャンルで制作しているものを指しています。
- また、必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて等の記述があるのは、業務規程の対象となるのは主に番組関連情報となりますが、実際のサービスでは、サイト等で組み合わされて表示されることもあるためです。
制限については、「必要的配信」、「番組関連情報」、基本情報を含む「周知・広報」でそれぞれ規律が存在していますので、各々に従って提供されます。
例えば周知広報であれば、▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提であり、単体で情報内容を提供する類のものではないこと▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること、という原則は厳守します。

第2回資料P 8の表には、個別番組ページ、ユニバーサルサービスの項目も記載されています。これらの番組関連情報配信業務とは、どのような内容か具体的に教えてください。また、NHKで実施した競争評価との関係について説明をお願いします。（個別番組ページで配信される番組関連情報は、いずれも番組関連情報配信業務の①～⑥に該当するものでしょうか。）番組関連情報配信業務については、契約締結義務を負わない者も視聴ができる方法で配信されるのでしょうか。番組自体の基本的な内容が理解できるような内容にはなっていないでしょうか。（落合構成員）

【回答】

○個別番組ページ、ユニバーサルサービスとは業務規程の3ページに規定している次のものです。
これらは①～⑥に該当しない番組を含めて配信します。このうち、テレビ番組の番組関連情報については受信契約締結義務の対象となる特定必要的配信として実施することになります。

※個別番組ページ

各番組の基本情報（番組名や放送時間、出演者、各番組内で紹介した情報など）について、個別の番組ページで提供します。
個別の番組ページでは、見逃し配信中の放送番組や、番組の予告編などの周知・広報のためのコンテンツの一部を掲載することがあります。

※ユニバーサルサービス

自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサルサービスに係る情報を提供することができます。

NHKの競争評価プロセスに関し、準備会合で示された「競争評価の手順」「根拠となる情報」「評価の結果等の妥当性」という観点から、NHK内でどのように検討されたのか整理してもらえませんでしょうか。

・「手順」については、法の規定への適合性を判断していくにあたってどのような手順が適切と検討されてきたのでしょうか。適合していると判断する場合の、具体的な基準はどのように理解されていますでしょうか。市場競争、メディアの質の双方において、どのように整理をされているか、検討の目標、手順を示した上で、具体的な数値との関係では、アンケート設計やその他の情報収集に関する、ガバナンスをどのように確保しようとしたのか、なども記載してください。

・今回の競争評価の根拠となっているアンケート調査をした際に、アンケートの被験者は、実際に行われる業務の内容をどの程度理解して回答したものか、見解を教えてください。第2回資料P8の表によれば「現在、サービス内容の整理・検討を行っている」とあり、被験者にとって実際の業務内容・番組関連情報の内容がイメージしにくい状況でアンケートが行われた可能性はないか、アンケートは業務規程の内容や利用者層を十分に捉えていたものなのか、具体的なご説明やご見解を頂ければと思います。なお、検証会議のメンバーとしては、これまでのご説明の内容だけでは、具体的なサービス内容は十分に理解できないように感じております。アンケート対象者との関係では、より詳細な情報提供や説明をされている、ということがあれば、その内容をお示しください。

・これまで、実際の業務の開始までまだ期間があり、検討中の項目も多々ある旨説明されていますが、ご説明のとおりだとすると、NHKにおける競争評価は限定的にならざるを得なかつたのではないかと推測します。そのような状況下であっても、業務規程が公正な競争の確保に適合していると結論付けた理由について説明してください。（NHKにおいて行われた競争評価の手順やアンケート調査結果について、「公正な競争の確保」に適合しているとした結論について、妥当であるとした理由を説明してください。）（落合構成員）

【回答】

○NHK総体のガバナンスとしては、執行部が持つ、法的、また専門的な第三者機関を活用して法に適合する手続きを検討し、その各々で妥当な水準の評価を行い、そのプロセス全体を踏まえて、編集を預かる執行部で業務規程を策定し、経営委員会が各々の妥当性を見る、という方針としました。

○まず、下記の資料にあるとおり、業務規程が適合すべき3つの要件に適合するプロセスを構築しました。

▼要件①②については、放送の編成計画、投資計画と整合させることで、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の定義を満たすこととしました。そのため、放送と同様に、方針について放送番組審議会へ諮問を行い、答申を得る手順としました。質の保障には定性的な評価が重要であると考えたためであり、法定機関による「原案を可とする」という答申が、妥当性ある根拠となる情報となります。

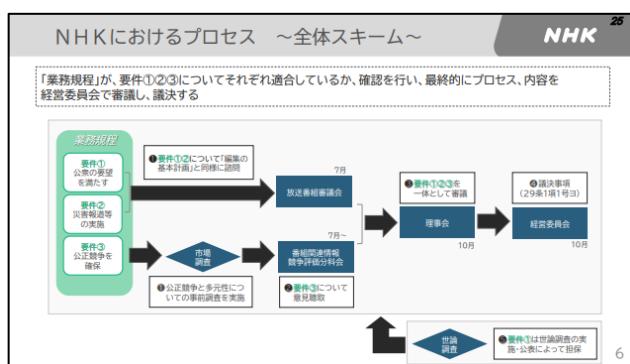
▼要件③については有識者、メディア関係者からなる番組関連情報競争評価分科会を、インターネット活用業務審査・評価委員会の下に組成し、意見聴取を行いました。

NHKとしては、その時点で考え得るサービスについて、視聴者・国民の反応を問うアンケートや、独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による分析等を行い、その方針、結果

も含めて意見をいただき、経済学や競争法の専門家も含め、サービス開始前という制限下において、「問題があるとは言えない」という意見を得ました。

これらを踏まえ、「妥当」であると判断して執行部で案を取りまとめ、経営委員会にて審議しました。

経営委員会では、業務規程の記載内容を確認するとともに、問題があれば検知・改善できる仕組みを構築していること、市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであることなどを評価するという妥当性検証を経て、経営委員会の議決により、業務規程を策定しています。



※第1回検証会議資料（参考資料1）23～25頁

○実際のアンケートでは、以下のようなサービスイメージ、コンセプトを提示したうえで調査を行っています。相当程度の理解はできているのではないかと考えます。



※第1回検証会議資料（参考資料1）34、45、53、61頁

○現時点の限界の中で行われた調査ではありますが、参照できる現時点の市場環境は踏まえ、コンセプト等は示し得ているものであり、結果として競争上の問題の萌芽も観測されませんでした。加えて、サービス開始後に、問題があれば、検知・改善できる仕組みを構築していることから、「公正な競争の確保」について、それを維持し続けることに問題はない、と考えております。

メディアの多元性を確保するためには、商業セクターと競合するというよりは、補完または支援するアプローチもあると思われます。仮に、新たなサービスが公正な競争を阻害するおそれがある場合、その解消を目的として、どのような対応を行うのが有効であるか、お考えがあれば教えて下さい。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

イギリスでは従前より、ニュースメディア協会（News Media Association : NMA）が、ニュース市場におけるBBCの位置づけは商業セクターを補完するものであると指摘しており、BBCがローカルラジオサービスを縮小してデジタルローカルニュースの提供を拡大することに対しては、商業地方紙の存続を脅かすとしてBBCに見直すよう求めていた経緯があったと承知しています。

このような経緯もあり、BBCは、NMAと協力して、ローカルジャーナリズムを支援・強化するために、ローカルニュースパートナーシップ（Local News Partnership : LNP）を開始していると承知しています。これには、地方自治体や公共サービスをめぐる報道業務において、BBCの資金提供を受けたローカル記者により作成された記事が、商業地方紙へ提供される内容が含まれています。これによって、ローカルニュースメディアの多元性を維持することが可能であるとされています。

メディアの多元性を確保するために、地方紙との協力関係を構築することも、考え方の一つとしてあるかもしれません。

【回答】

○ご意見ありがとうございます。NHKとしては、中期経営計画でもお示ししている通り、例えばオリジネーター・プロファイル（OP）※など、新聞社や民放なども参加する、インターネット空間の健全性・公益性を高めるオールジャパンの取り組みに参加するなどの活動を通じて「情報空間の参照点」の提供、「信頼できる多元性確保」への貢献を行ってまいります。

※安全なインターネット環境を提供するための仕組みで、ブラウザなどで採用される「Web標準」を目指している。インターネット上のコンテンツ作成者、デジタル広告の出稿元などの情報を検証可能な形で付与する技術で、信頼できる発信者を識別可能にすることで第三者認証済みの良質なメディアとコンテンツをインターネット利用者が容易に見分けられる仕組みを確立し、フェイクニュースやアドフラウドなどの氾濫を抑止することにもつながる。